

# 東南アジア史学会報

2006年5月  
学会創設40周年 1966-2006

第84号

## 目次

2005年度秋季大会会員総会摘録	3
第21期第3回理事会摘録	5
2006年度予算	8

## 第74回研究大会報告

### <自由研究発表要旨>

モロ民族革命前夜ミンダナオ島ラナオ地方におけるイスラーム知識人の社会変革運動  
—1960年代のマラナオ語、アラビア語出版物からみるウラマーの論理と戦略—

ビルマ式社会主義イデオロギーの形成	川島 緑 9
スラカルタ宮廷舞踊の2つの系統—アルスな舞踊とメモリアルとしての舞踊—	中西嘉宏 10
バンコク朝前期における文書処理システム—クロム・マハータイ（民部省）を事例として—	富岡三智 10
ベトナム西北地方、黒タイ・ムオンの成立に関する一考察—18,19世紀におけるベトナム王朝との関係分析から—	川口洋史 11
	岡田雅志 12

### <特別講演>（上智大学アジア文化研究所共催）

Southeast Asian Studies in the 1960s and the Making of *Pasyon and Revolution*  
Reynaldo C. Ileto 12

### <シンポジウム要旨>

東南アジアにおける近代言語の形成：権力、権威、正統性

趣旨説明	青山 亨 13
ベトナムにおける近代言語規範化の諸相	岩月純一 14
ラオス語正書法をめぐる議論—フランス植民地期を中心に—	菊池陽子 14
フィリピンの国語制定をめぐる議論—1930年代を中心に—	内山史子 15
マレーシア地域における言語の表記方法をめぐる議論	山本博之 16

## 短報

学会の情報化について

舛谷 錠 16

スマトラ沖地震・津波災害義捐金へのお礼と復興支援事業報告（日本赤十字社）	17
地区例会報告	18
新入会員・住所変更など	19
事務局より	23



## 2005年度秋季大会会員総会摘録

2005年12月11日、上智大学四谷キャンパスに於いて、会員総会が開催された。今回は会員投票を予定していたため、シンポジウムのコメントをはさんで、前半13時～14時半と、後半15時25分～16時25分の2回に分けて行われた。議事に先立って、弘末雅士会員が議長に選出された。なお、出席者数は119名（会員総数626名）であった。

### 1.新委員

今回新たに総務担当委員として上野美矢子、神田真紀子、工藤裕子、大会委員として伊藤毅の計4名の会員が紹介され、拍手により承認された。

### 2.審議事項

#### (1)学会名称改称に関わる理事会提案

理事会より下記の4項目の提案がなされた。

- ①「東南アジア史学会」の名称を「東南アジア学会」とする。
- ②「東南アジア史学会会則」ほか、諸規則における「東南アジア史学会」の名称を「東南アジア学会」とする。

③「東南アジア学会」の英語名称を **Japan Society for Southeast Asian Studies** とする。

④会則第3条「本会は、東南アジア史研究の発展および普及を図ることを目的とする」を「本会は、東南アジア研究の発展および普及を図ることを目的とする。」に変更する。

### 補足

#### ①改称時期

学会名称は、本提案が本総会において3分の2の賛成をえて可決され、またその結果、2006年前半期に行われる会員投票結果が有効投票数の過半数の賛成をえた場合、2006年6月総会における会員投票管理委員会の投票結果報告をもって改称する。

#### ②学会賞

研究奨励基金規定および学会賞規定については、その目的（研究奨励基金第2条、学会賞規定第2条\*）は変更しない。ただし、賞の名称は東南アジア史学会賞とする。これにともない学会賞規定は「東南アジア史学会賞規定」とする。

③そのほか、学会名称にかかわって生ずる諸問題については、会長が総務担当理事ほか関係理事に諮って対処し、理事会の承認をえる。

#### \*学会賞規定第2条

この賞は、東南アジア史学会（以下「学会」という）がわが国の東南アジア史学に従事する少

壯研究者の業績を顕彰して、その研究を奨励し、斯学の発展に資することを目的とする。

#### i 提案理由説明

理事会の改称提案は、総会の前にすでに全会員に送付されているが、ここで改めて古田元夫理事より説明された。提案理由は、第1に東南アジア史研究者を幅広く結集する学会たることを目指した本学会創設時の趣旨を現代に生かす方策として、名実ともにディシプリン横断的な地域研究学会とするためである。第2に大学や研究機関において少数派である東南アジア研究が、社会的影響力を發揮するためには包摂力のある学会であることが求められていることによる。第3に名称改称と具体的な努力により、会員数の増加と、財政問題の発展的な解決をはかるためである。

#### ii 議論

理事会提案を受けて、会員による議論が行われた。その議論の主なものとしては、改称による学会の規模拡大への期待ばかりに关心が集中し、会の目的および将来像についての議論がおろそかにされてきたとの批判や、地域研究としてなぜ東南アジアという枠組みが必要なのか、との疑問提出であった。また、改称により会の性格が変更されるのか、という質問や、理事選挙について不透明な印象もあり、この際理事会を解散して会の性格について改めて会員に問うてはどうかとの意見もあった。

これに対し会長から概略以下のようない回答があった。すなわち、「当学会は東南アジアを研究対象とする人々の集まりである。そのため対象地域を東南アジアとし、また、歴史研究を自らのディシプリンとしていない会員が増加しているという現状を踏まえて改称するべきである。また、理事会解散については規定があり、ここで取り上げる問題ではない」との考えが示された。また、本学会が40周年を迎えるにあたり、学会のあゆみについて歴史的データを記録してほしいとの要望にたいしては、ファイルとして残したいと考えているが、予算の問題もあるので具体的な検討は2006年度に行ないたいとの回答があった。

さらに、理事会提案にたいする修正案として「東南アジア史学会」と「東南アジア学会」の二つの学会立ち上げを提案したいとの意見があつた。これは総会に先立ってウェブ上の掲示板で提案されていたものであるが、理事会側からの回答がなかったとの批判があり、会長からの陳謝があった。この修正案に対しては、「本学会を2つに分けるという提案は、理事会提案にたいする修正

案というよりは、全く別の提案であり修正案とはいがたい」という見解が理事側から出された。また、さまざまなディシプリンの人々との交流を求めて入会した会員から学会が2分されることへの危惧と反対意見が述べられた。

以上のような議論の後、理事会提案にたいする投票に移ることとなった。

#### vii会員投票

議場閉鎖後、出席会員数と会員資格の確認の後に立会人として、岩井美佐紀、大野美紀子の両会員が指名された。投票用紙が配布され、会員投票が行われた。その結果、投票総数 119 のうち、可 81、否 36、白票 2 で、総会出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により提案は可決された。これにより、2006 年度の春季総会前に郵送による会員投票が行われことになった。ついで、補足事項について審議された。

iv 補足について（提案内容については上記を参照されたい）

①改称時期 現在編集中の会誌『東南アジアー歴史と文化』35 号の発行者名についての質問があった。同号は東南アジア史学会から出されることが確認された後、提案は拍手により承認された。

②学会賞 提案は、拍手により承認された。

③その他、名称変更によって生じる諸問題への対処

会誌のタイトルについて、学会名が変更された場合会誌は「東南アジア研究」となるのか、出版元である山川出版社との関係はどうなるのかなどの質問があった。これにたいし、現在準備中の会誌は現行のタイトルとし、その後の号については議論をして決定すること、その他の改称によって発生する諸問題も話し合いながら決定してゆきたいとの回答があった。以上の質疑の後、提案は、拍手により承認された。

#### v 会員投票管理委員会

2006 年度前半に行われる運びとなった会員投票の管理委員として、青木葉子、岩井美佐紀、岩城高広、嶋尾稔の 4 名の会員が指名され、拍手により承認された。

(2)会報および諸連絡の電子媒体による配信への移行

内藤耕総務担当理事と川島緑会計担当理事から以下のように提案内容の説明があった。すなわち、学会財政の健全化のため大会予報、大会案内、会報、その他事務局が適当と認めるものについて電子メールによる配信、もしくはホームページへの掲載をもって代える。ただし、希望する会員に

は発送手数料（紙媒体印刷経費、郵送料実費相当額）を徴収のうえ、紙媒体を送付する。手数料は 2,000 円とする。なお、海外居住の会員からの手数料 1,000 円は今後徴収しない。

この提案にたいし、ホームページに掲載した情報はやがて消滅するものなので、メールでも流してほしい、という要望があり、今後実行されることになった。

提案は拍手により承認された。

#### (3)会費改定

上述の提案同様、財政健全化を目的とした会費改定の提案が川島緑会計担当理事から説明された。近年は、概算で年間数十万円の赤字が出る。現在はこれを繰越金により、補填している。この問題を解決するために、大会費の徴収など 3 案を検討の結果、会費値上げにより段階的に赤字を解消する方向がもっとも合理的との結論に達した。すなわち、一般会員の会費を 8,000 円にする。ただし、学生会員の会費は据え置きとする。

提案は拍手により承認された。

#### (4)来年度予算

川島緑会計担当理事から一般会費の値上げ分を加味した予算案（別頁参照）の説明がおこなわれ、拍手によって承認された。

#### (5)2006 年度春季大会（第 75 回大会）

倉沢愛子大会担当理事より、次期大会について説明があった。場所は、名古屋大学東山キャンパス、日程は 6 月 10~11 日を予定（大会準備委員長：大橋厚子会員）。シンポジウムは複数のパネルを公募する形式とする。本大会から開始した託児室を次回も設け、大会前に希望者を募ることとする。

以上、拍手により承認された。

#### (6)学会創設 40 周年記念事業の実施

桜井会長から、東南アジア史学会創設 40 周年記念事業について今後実施の方向で WG を立ち上げ検討していきたい旨提案された。具体的な内容は未定であるが、国際会議の開催や、本の出版などの案があるとの紹介があった。WG には会長と総務理事が関わり、取りまとめ役として弘末雅士会員を予定。

40 周年事業の実施について、拍手により承認された。

#### 3.報告事項

##### (1)総務担当理事報告

###### ①会員動向

・2005 年の未納者数は、一般会員 128 名、学生会員 66 名。このうち 3 年間滞納者は 7 名で、

12月末日までに会費納入されない場合は除籍とする。

- ・本年度の未納率は31%で、これは例年の約10%より多い。それは、年2回行われるはずの督促状が送付されていないためで、事務局と業務委託している土倉との連携がうまくいっていないことが原因である。今後は連絡を密にし、業務がスムーズに遂行されるよう心掛けたい。

#### ②学術会議

これまで当学会は、日本学術会議の登録団体であったが、同会議の組織改革があり、11月に協力団体として登録しなおした。

#### ③会報と名簿発行

- ・会報第83号を発行したが、第2回理事会の内容に一部誤りがあった。
- ・名簿を発行したが、今後は名簿の電子化を予定している。移行にあたって今後審議をすすめてゆき、総会にも諮りたい。またこの名簿は個人情報の保護のために慎重な取り扱いをお願いしたい。業務委託している土倉の会員管理業務（ウェブのseaメールによる会員登録など）がうまく行われていない点があり、今後、改善の余地がある。

#### (2)会計担当理事報告

##### ① 地区例会費の補助金

地区例会費は本年度、九州地区2回、中部地区1回利用があった。全額で10万円ほどだが、各例会で利用してほしい。

##### ② 大会時の会場費

大会における会場費徴収について、今回は見送ったが、今後検討してゆきたい。

##### (3)編集担当理事報告

会誌『東南アジア：歴史と文化』（第35号）は現在編集中で5月発行予定。本号は東南アジア史学会からの発行となる。昨年度、会誌の出版助成への科研申請は不採用であったが、本年度再度応募した。結果発表は平成17年4月。

##### (3)国際涉外担当理事報告

- ・2005年8月21-24日、中国の上海でICAS4（The 4th International Convention of Asian Scholars）が開催された。そこで米国アジア研究学会（AAS）東南アジア部会主催のパネル「アジアにおける東南アジア研究」において倉沢愛子会員が「日本における東南アジア研究」というテーマで発表したとの報告があった。これは、AASの東南アジア部会のChairのポール・クラトスカ氏（シンガポール国立大学）により企画され、東南アジア

史学会に代表派遣の依頼があったものである。

発表準備のために会員から多くの情報提供があつたことに対して謝意が述べられた。

- ・本年開催されるIAHA（2006年11月22日～25日、フィリピン）では、東南アジア史学会として「日本における東南アジア史研究」というテーマでパネル発表を行う予定である。吉村理事より会員へ積極的参加が呼びかけられた。

## 第21期第3回理事会摘録

2005年12月11日、12日の両日、上智大学において第21期第3回理事会が開催された。出席者は、以下の通りである。

桜井由躬雄、青山亨、伊東利勝、植村泰夫、大橋厚子、川島緑、倉沢愛子、黒田景子、後藤乾一、杉島敬志、玉田芳史、田村慶子、寺田勇文、内藤耕、奈良修一、林行夫、速見洋子、古田元夫、桃木至朗、吉村真子

以下、総会摘録と重複する内容は割愛する。

- ・審議に先立ち総務担当委員3名と大会担当委員1名が追加指名され、了承された。

### 1.審議事項

- (1) 学会名改称に関わる理事会提案（案）について

提案は4項目からなり、3項の補則が付されている。補則第2項の学会賞について、以下の3つの案が示された。

第一案 研究奨励基金規程および学会賞規程については、寄贈者の意志を尊重しその目的（研究奨励基金第2条、学会賞規程第2条）は変更しない。ただし、東南アジア史学会賞の名称は東南アジア学会賞とする。

第二案 研究奨励基金規程および学会賞規程については、寄贈者の意志を尊重しその目的（研究奨励基金第2条、学会賞規程第2条）は変更しない。ただし、学会賞名称は東南アジア史学会を記念して、東南アジア史学会賞とする。

第三案 研究奨励基金規程および学会賞規程については、寄贈者の意志を尊重しその目的（研究奨励基金第2条、学会賞規程第2条）は変更しない。ただし、学会賞名称は寄贈者の意志を尊重して「山本達郎氏記念賞」に変更する。

上記の3案のうち、第二案が採用され、総会に提案されることになった。名称を「学会賞」から「東南アジア史学会賞」としたとき、賞の対象は歴史学関係の論文に限定されるのかとの質問が寺田理事からあり、会誌『東南アジア：歴史と文化』でこれまで扱ってきたような広い範囲を包摂するものであり、その都度判断する、との見解が会長より示された。また、桃木理事から名称変更が総会で承認された場合、山本先生のご遺族へはご報告するのか、との質問が出された。会長からご遺族にはすでに内諾を得ており、もし正式に変更することになった場合は改めて報告する予定であるとの説明がされた。

#### (2) 投票について

玉田理事より、会員投票により決定される範囲についての質問があった。理事会提案の1.~4.までを投票により決定し、補則は投票によらず、通常手続きにより総会の承認をあおぐことで合意した。投票の際、名札のひもの色で会員であることを確認し、それ以外の参加者には投票の間会場から退席していただき議場閉鎖をおこなう、との提案が承認された。投票立会人は理事以外の会員2名を議長が指名し、開票は会場で会計と総務の委員が行うことになった。

#### (3) 修正提案について

深見会員がウェブの掲示板で提案した2つの学会「東南アジア学会」と「東南アジア史学会」を立ち上げるという提案の扱いについて桃木会員から理事会でこの問題を取り上げ、審議すべきではないかとの指摘があった。これについて会長から、掲示板は討論の場であるので、何らかの提案をする場合は、理事会もしくは総会でなるべきである。もし、総会で提案された場合、これを総会の議題として審議するか否かは議長の判断にまかせることにはなるが、重大な問題なのでまず理事会において議論したのちに総会にもちこむべきではないか、また、この提案のために理事会提案の採決を見送るというような決定は議長権限の範囲を超えるだろう、との見解が会長から示された。

#### (4) 学会創設40周年記念事業について

内容についての詳細は未定であるが、記念事業をおこなうことについて了承された。桃木理事から学会の40年間を記録するデータブックを製作してはどうかとの案が出され、今後の検討課題とされた。

#### (5) 会誌について（青山亨編集担当理事）

- 冒頭、以下のような報告があった。独立行政法

人科学技術振興機構（JST）によって行われる予定の電子アーカイブ事業（J-ARCHIVE）に関する調査が6月に行われた。本学会は会誌（バックナンバーも含む）の電子アーカイブ化の希望を出したが、2005年度は対象外となった。しかし2006年度も再度J-ARCHIVEへの申請を行う予定である。

- 会誌の電子化にあたり、バックナンバーにおける著者から著作権移譲を受ける必要があり、1号から33号までの著者約220名のリストを作成し、各著者ないしは遺族に確認作業を行う予定である。まずは著者リスト作成を穂高書店に依頼する予定で、リスト作成費用は約3万円である。リスト作成を穂高に依頼することについて、理事の承認を得た。

#### (6) 学術情報センターから国立情報学研究所への改組とともになう学会の対応について

1986年に設立された学術情報センター（NACSIS）が2000年に国立情報学研究所（NII）に改組された結果、当学会とNACSIS/NIIとの関係は以下のように変更された。これまでの複雑なログイン方式からウェブによる簡易なログイン方式への変更、ならびに、個別のデータベースから統合されたデータベースへの移行である。

- 会報（ニュースレター）電子版の公開は、NACSIS-ELS（電子図書館サービス）からNII-ELSに移行した。したがって2006年3月までにNII-ELSへの移行手続きの後、更新データの提供をしなければならない。
  - 東南アジア関係文献目録データベースの公開は、NACSIS-IRからNII-DBR（学術研究データベース・リポジトリ）に移行した。従来のNACSIS-IRは個々のデータベースが独立していたが、NII-DBRでは25点すべてのデータベースを横断的に検索できるなど利便性が向上している。これは自動的に行われる手手続きの必要はないが、システムの変更にあわせて、学会ウェブサイトの案内文章などを変更し、会員に周知させる必要がある。
  - 東南アジア史学会ウェブサイトは、NACSISのWWW資源提供サービスからNIIの協会情報発信サービスに移行した。これは名称の変更のみである。
- 理事会は、以上の移行に対応して更新データを提供することを了承した。この手続きは情報化担当の黒田理事が担当することとなった。
- #### (7) その他
- 次回の学会賞選考委員として5名の会員が決定

した。この人選について植村理事から地域と時代に偏りがあるとの指摘があり、後藤理事からは、応募論文に対応する時代と地域を対象とする選考委員が望ましいとの意見もあったものの、今回はこの陣容で選考が行われることになった。

## 2.報告事項

- (1) 総務 (内藤)
- (2) 編集 (青山)

会誌に英文論文が掲載できるよう検討してほしい、との希望が倉沢理事から出された。これについて、今後の検討課題とされた。

- (3) 大会について (倉沢)

本大会で初めての試みであった、託児室は次回大会でも継続して設ける予定であるとの説明があった。託児については、大会担当理事と開催校との共同責任体制とすることが確認された。

- (4) 情報化 (黒田)

東南アジア文献データベースを来年3月までにアップデートする予定であるが、人材不足でウェブの更新に困難をきたしていることが述べられた。これについて今後は業者もしくは、学生アルバイトへの委託という方向で検討されることになった。

- (5) 渉外学術 (吉村)

- (6) その他

植村理事より、SEAF の研究会を中国・四国の例会として行っているが、ウェブ上では、その他扱いとなっているとの指摘があった。今後は地区研究会として掲載する。

2006年度予算（2005年12月総会にて承認）

収入の部

1. 会費収入			
	電子メール利用会員		3,250,000
	一般(8000x300)	2,400,000	
	学生(5000x170)	850,000	
	郵送希望会員		1,070,000
	一般(10000x100)	1,000,000	
	学生(7000x10)	70,000	
2. 会費外収入			100,000
	書籍販売	30,000	
	著作権料	20,000	
	広告料	50,000	
	利息	0	
収入合計(X)			4,420,000

支出の部

I. 通常事業			
1. 大会開催費			400,000
	大会諸費	400,000	
2. 地区例会費		100,000	100,000
3. 編集・印刷費			2,390,000
	会誌編集費	250,000	
	会誌印刷費	1,840,000	
	会報印刷費	150,000	
	大会関係印刷費	100,000	
	その他印刷費	50,000	
4. 会員管理費（業者委託）			450,000
5. 郵送費			130,000
6. 事務費			100,000
7. 情報化経費			0
8. 予備費			250,000
通常事業費合計(Y)			3,820,000
II. 特別事業			
1. 理事会開催費			600,000
2. 理事選挙費			200,000
特別事業費合計(Z)			800,000
支出合計 (Y)+(Z)			4,620,000
收支差額 (X)-(Y)-(Z)			▲200,000

## 第74回研究大会報告

第74回研究大会は、2005年12月10日（土）、11日（日）に川島緑会員を大会準備委員長として、上智大学にて開催された。1日目は自由研究発表と特別講演が、2日目には「東南アジアにおける近代言語の形成：権力、権威、正統性」をテーマとしたシンポジウムと会員総会が行われた。

### プログラム

12月10日（土）

開会の辞・……………川島 緑（大会準備委員長）

#### ＜自由研究発表＞

モロ民族革命前夜ミンダナオ島ラナオ地方におけるイスラーム知識人の社会変革運動—1960年代のマラナオ語、アラビア語出版物からみるウラマーの論理と戦略—……………川島 緑（上智大学）  
ビルマ式社会主義イデオロギーの形成

……………中西嘉宏（京都大学大学院）

スラカルタ宮廷舞踊の2つの系統—アルスな舞踊とメモリアルとしての舞踊—

……………富岡三智（ジャワ舞踊家）

バンコク朝前期における文書処理システム—クロム・マハータイ（民部省）を事例として—

……………川口洋史（名古屋大学大学院）

ベトナム西北地方、黒タイ・ムオンの成立史—18, 19世紀におけるベトナム王朝との関係分析から—……………岡田雅志（大阪大学大学院）

#### ＜特別公演＞

Southeast Asian Studies in the 1960s and the Making of *Pasyon and Revolution*

……………Reynaldo C. Ileto  
(National University of Singapore)

12月11日（日）

#### ＜シンポジウム＞

「東南アジアにおける近代言語の形成：権力、権威、正統性」

趣旨説明……………青山 亨（東京外国語大学）  
ベトナムにおける近代言語の形成

……………岩月純一（一橋大学大学院）

ラオス語正書法をめぐる議論—フランス植民地期を中心に—……………菊池陽子（東京外国語大学）

フィリピンの国語制定をめぐる議論—1930年代を中心には—……………内山史子（都留文科大学）

マレーシア地域における言語の表現方法をめぐる議論……………山本博之（国立民族学博物館）

コメント1 矢野順子（東京外国语大学）

コメント2 笹川秀夫（上智大学アジア文化研究所）

コメント3 舟田京子（神田外国语大学）

#### ＜自由研究発表要旨＞

モロ民族革命前夜ミンダナオ島ラナオ地方におけるイスラーム知識人の社会変革運動—1960年代のマラナオ語、アラビア語出版物からみるウラマーの論理と戦略—

川島 緑（上智大学）

モロ民族革命を主導したモロ民族解放戦線(MNLF)の初期公式文書では、世俗主義的モロ民族主義イデオロギーが強調されているが、実際には、運動の精神的指導者としてウラマーが重要な役割を担っており、民衆を武装闘争に動員するためにイスラームの観念やシンボルが用いられていた。このことはすでに多くの先行研究でも指摘されているが、そのほとんどは、この点に関して一般的な叙述や断片的な事例の指摘をするにとどまっている。

モロ民族革命とイスラーム運動のかかわりを解明し、フィリピンのイスラーム運動のダイナミズムに迫るためにには、ウラマーの著作物を直接資料として用い、かれら自身のことばに耳を傾けながら、その思想の内容や、動員の論理やことばを具体的かつ詳細に検討することが不可欠である。だが、そのような本格的実証研究は存在する。本研究はその先駆的な試みとしての意義を持つ。

本報告では、1960年代、ミンダナオ島中部ラナオ地方出身の若手ウラマーが発行した出版物の内容とその社会的、政治的文脈を分析し、それを通じてかれらの現状認識と社会変革思想、および、民衆動員のために用いた論理とことばを検討し、かれらの社会変革運動が、思想面と動員面においてモロ民族革命運動とどのようにかかわっていたかを考察する。

主な資料は、報告者がこれまで現地の図書館やイスラーム学校、個人を訪ね歩いて収集し、現地の研究者やアラビア語専門家の協力を得て読み進めてきたマラナオ語（主にジャウイ表記）雑誌記事と大衆向け物語、および、カイロ留学生のアラビア語論文である。これらの執筆者を含む関係者への聞き取り調査によって得られたデータも用いている。

1960年代半ばのカイロ留学生は、帝国主義とキリスト教宣教活動を敵視し、教育と布教によってそれらと戦い、イスラームにもとづくフィリピン・ムスリム社会の近代化と改革をめざしていた。国土を共有する非ムスリム・フィリピン人とは反帝国主義を絆として協力、共存可能という考え方もあった。し

かし、1960年代末、開発や選挙に関連して、政府軍やキリスト教徒有力者の私兵によるムスリム虐待事件が頻発し、南部フィリピンでの緊張が高まる中で、ウラマーはイスラームの論理を用いて武装闘争の正当性を訴えるようになった。そして、ムスリム民衆の現状に対する不満や怒りをイスラームの旗のもとに糾合するための戦術として、一部の若手ウラマーは、ラナオ地方で世代を超えて語り継がれてきた民衆的殉教物語を用いて、武装闘争への動員を試みた。若手ウラマーは、変化する状況の中で、単にそれに受身的に対応していたわけではなく、自らの論理と戦略を持ち、従来のイスラームの観念やシンボルを再解釈し、主体的に社会を変革しようとしていたといえる。

戒厳令布告1カ月後の1972年10月、若手急進的ウラマー、左派知識人、学生、現状に不満を持つ政治家や汚職容疑を受けた公務員など、様々な人々の寄り合い所帯がイスラームの大義を掲げて武装蜂起した（マラウイ蜂起）。当時、組織化途上にあったMNLF指導層の中心勢力は直接関与していなかったが、この事件は結果的にモロ民族革命武装闘争の起爆剤となった。その背景には、現地のウラマーによってイスラーム思想がローカルな文脈で再解釈され、草の根レベルに浸透していくという状況があったと推測される。

モロ民族革命にとってのイスラームは、社会変革思想の形成と普及、民衆の運動への動員の両面で積極的な役割を果していたのである。

### ビルマ式社会主义イデオロギーの形成

中西嘉宏（京都大学大学院）

社会主义が20世紀の東南アジア政治に大きな影響を与えたことは間違いない。それは、最も典型的にはベトナム、ラオス、カンボジアの革命にあらわれ、最も反動的にはインドネシア軍による共産党員虐殺にあらわれた。その中でビルマはやや特殊な事例を構成している。1950年代に共産党と戦ってきた国軍が、1962年3月2日のクーデタ後、社会主义国家の建設を宣言したからである。この、反共主義的な軍による社会主义イデオロギーの採用を説明するのが本報告の目的である。

その際、まったくと言っていいほど知られていない1人の人物をとりあげる。当時の国軍心理作戦局軍属チッ・フラインである。彼は、1950年代に軍で反共思想の宣伝を担当し、クーデタ後には体制のイデオロギーをほぼ1人で作成していた。したがって、彼の思想形成過程の解明そのものが軍による社会主

義イデオロギーの採用過程の一侧面を明らかにすることにもなる。

チッ・フラインは1926年に上ビルマで生まれ、1930年代のナショナリズムの高揚の中で、政治に関心を持ちはじめた。1942年には日本軍に編成されたビルマ防衛軍の士官になるとともにビルマ共産党に入党した。終戦後、ビルマ共産党を脱党し、与党反ファシスト人民自由連盟に残る。1951年にはソビエト連邦留学を試みるも成功せず、フランスに留学した。フランスで彼が思想的に影響を受けたのは、ユーゴスラビアのソビエト連邦批判であった。共産主義者を自認していたチッ・フラインはコミニフォームを批判するユーゴスラビアの姿に、地域独自の社会主义の可能性を見出す。

1955年にビルマに帰国したチッ・フラインは、国軍の心理作戦局に軍属として勤め始めた。主要な任務はイデオロギー闘争であった。彼は雑誌『ミヤワディー』に論説を連載する。内容は、ひとつは、ソ連批判とビルマ共産党批判であり、そこにはミロバン・ジラスをはじめとしたユーゴスラビア指導者のソビエト批判のロジックが影響していた。もうひとつは、ビルマ独自の社会主义（「ナマルパ主義」）の構想である。彼がビルマの「独自性」の核に据えたのは仏教思想と社会主义の融合であった。

クーデタ後、国軍参謀総長であるネー・ウインに新体制の理念を作成するよう指示されたチッ・フラインは、1950年代後半に執筆した自らの論説などを原型にして、体制のイデオロギーを作成する。それが1962年4月30日に発表された革命評議会の政策声明「ビルマ式社会主义への道」と、1963年1月17日付で発表されたビルマ社会主义計画党公式イデオロギー「人と環境の相互作用の原理」である。こうして、反共主義、社会主义、仏教思想の融合した国家イデオロギーが生まれた。

### スラカルタ宫廷舞踊の2つの系統—アルスな舞踊とメモリアルとしての舞踊—

富岡三智（ジャワ舞踊家）

ジャワの宫廷舞踊は宫廷お抱えの専属芸術家が宮廷内で上演するために制作したものを言い、それにはスリンピ、ブドヨ、ウィレンがある。これらは宮廷のアルス（優雅）な美やモラルを体現しており、抽象的な動きなどによる内面的な表現を取る。舞踊の起源が宮廷外にあっても、宮廷芸術家が手を加えてアルス化しレパートリーに加えたものは広義の宫廷舞踊とされる。しかしその中には明らかにアルスの体系から外れるレパートリーが存在した。その例

がダヤク族との出遭いを記念する舞踊「ウイレン・ダヤク」で、ダヤク族の舞踊の型が取り込まれている。

この伝統は、スラカルタ宮廷パクブウォノ X 世（1893～1939）王子スルヨハミジョヨの下で、宫廷舞踊家プラブウィノトが振り付けたヌサンタラ（1948 年、タイ舞踊の影響）や同クスモケソウオが振り付けたマニブリ（インド舞踊の影響、1952 年頃）に引き継がれる。これらは宫廷内で上演されるという条件には当てはまらないが、スラカルタ宮廷の存在を内外に誇示する目的を持って宫廷人の下で宫廷芸術家が振付けたという意味で、宫廷舞踊に準じるリンクンガン・クラトン（宫廷文化圏）の所産であると言える。

以上の 3 例ではスラカルタ宮廷舞踊の中に異文化の要素がアルス化されることなく生の形で取り入れられている。これはリンクンガン・クラトンの人々に対してはジャワの外の世界とのつながり、ひいてはスラカルタ宮廷の領域の広さをイメージさせる。逆に宫廷外、ジャワ以外の人々や特に新しく出現したインドネシア政府に対しては、多様な要素を取り込むポテンシャルのある舞踊、新しいインドネシア芸術のモデルとなる舞踊、というイメージを与える。この点は、ジョグジャカルタ宮廷のように特別州として存続できなかったスラカルタ宮廷人としては、アピールすべき点である。このように、アルスの系統の舞踊はスラカルタ宮廷を頂点とした世界の中心、その世界の内側の秩序や階層に目を向けせるものであり、メモリアルの舞踊はスラカルタ宮廷を中心とした世界の外側への広がりを感じさせるものである。

1961 年に始まったプランパン寺院のラーマーヤナ・バレエには、このような 2 系統の宫廷舞踊の伝統が集約されている。同事業はスルヨハミジョヨをリーダー、クスモケソウオを総合振付家とし、スラカルタ宮廷と国立コンセルバトリ（現・芸術高校）を中心としたプロジェクトで、スラカルタ宮廷の舞踊の伝統を内外に誇示した。①舞踊劇という演出法にアルスの伝統が、②インドネシア各地の舞踊の型を取り入れて新しい型を創出した点にメモリアルとしての舞踊の伝統が反映されている。これはスルヨハミジョヨ以下宫廷人が設立したインドネシア初の国立芸術教育機関コンセルバトリで、他地域に先駆けて芸術学習がいち早く始まっていたからこそ可能だった。コンセルバトリもまたリンクンガン・クラトンの所産であり、宫廷のメモリアルの舞踊としての伝統は「新しいインドネシア芸術が生まれる拠点であるスラカルタ」という認識としてスラカルタに

共有されることになる。

### バンコク朝前期における文書処理システム —クロム・マハータイ（民部省）を事例として— 川口洋史（名古屋大学大学院）

本発表は、文書処理システムの復元を通して、バンコク朝前期（1782～1868 年）シャムの中央統治機構の実態とその性格を明らかにすることを目的とする。事例として、北方の地方統治を司るクロム・マハータイ（民部省）における文書処理過程、具体的には地方からの上申文書の処理と、命令文書の発給の過程を探り上げる。

バンコク朝前期の中央統治機構は、五世王チュラローンコーン以来、低く評価されてきたが、17～19 世紀前半の大陸部諸国家の統治システムを再評価する、近年の東南アジア史研究の傾向から、また史料学的見地からも、かかる議論には意義が認められる。

まず、地方からの上申文書は、宛名書きから、下級官吏である当直官（ナーイウェーン）が接受したのち、彼らによってしかるべき官僚に送られた。上申文書の内容は、1 日 2 度行われる謁見において、高級官僚が上申文書を音読することによって国王に伝達された。

一方、命令文書は、その草案に記された発給過程から、以下のようなプロセスを経て発給されていた。まず会計担当次官（パラットバンチー）、北方担当民部局会計担当副局長（パラットバンチー・クロム・マハータイ・ファーイヌア）、同局奏聞担当副局長（パラットトゥーンチャローン）といった省の中・高級官僚が草案を作成した。その後、草案は官僚による閲覧や修正を経て、民部大臣（サムハナーヨック）や、大臣代理と考えられる北方担当民部局長や人員登録局（クロム・サッサディ）局長によって発給が裁可された。国王に対しては、主に大臣ないし大臣代理が謁見時に上奏し、草案を音読することによって裁可を仰いだが、命令文書の発給に国王の裁可は必ずしも必要であったわけではない。命令文書は多く勅命を伝達する書式を探っていたから、マハータイ官僚は勅裁を得ることなく、勅命として命令文書を発給することができたといえる。裁可された文書は清書されたのち、当直官によって捺印され、地方に送付された。

以上のような文書処理過程から、バンコク朝前期の中央政府の政治の形式には一定のパターンが存在することが指摘できる。あわせて文書処理に関わる官吏と、その役割を明らかにすことができた。

また、上申文書は官僚の手を経てから国王へ口頭

で伝達されること、命令文書の発給に大臣ないし大臣代理が大きな権限を持っていましたことから、バンコク朝前期の政治システムは官僚側に重心があったといえよう。四世王モンクットが上奏文と宸筆によって親政を行おうとしたのは、このような国王が政治に関与しにくいシステムが背景にあったためである。最終的に、王権強化を目指す五世王によって、官僚側に重心のある、既存の政治システムは解体され、国王独裁を可能とする体制が構築されたと推測される。

### ベトナム西北地方、黒タイ・ムオンの成立史—18、19世紀におけるベトナム王朝との関係分析から—

岡田雅志（大阪大学大学院）

一国史あるいは東南アジア史という枠組みを相対化する試みの一つとして、中国、タイなど周辺国家に領土分割されるまで東南アジア大陸部北部地域及び西南中国の一部に展開したタイ系諸族の諸王国を中心とする自律的世界、タイ文化圏に注目が集まっている。本報告が対象とする現在のベトナム社会主義共和国の西北地方においても、かつてはシップソンチャウタイと呼ばれるタイ系の首長国連合が存在したとされてきた。しかし、このシップソンチャウタイという地域名称も、この地に対するシャム、ベトナム、フランスの政治的野心が渦巻く19世紀に登場するものであり、また、黒タイ年代記には自分たちの土地を表す言葉としてシップソンチャウタイではなく、「十州」あるいは「十六州」といったベトナム王朝の行政区画に由来する呼称を用いており、その政治的一体性には疑問がある。本報告では黒タイの故地とされるムオン・ロの歴史経験をベトナム王朝との関係から分析するが、それは一国史に閉じ込める意味ではなく、汎タイ民族史的な見方を離れて西北地方という地域における歴史の内的動態的一面を明らかにすることを企図している。

ムオン・ロは現在のギアロ盆地を中心とする地域空間で、ベトナム王朝時代の行政区画では文振県轄に属す。紅河と沱河をつなぐ交通の要衝であるこの地は、伝説によれば、黒タイが最初に入植し発展した民族発祥のムオンであり、現在でも死者の魂はこの地に帰るという。しかし、ベトナム王朝の諸史料の検討からわかるのは、以下の事実である。18世紀半ばにおいては、黒タイ姓の在地首長は存在せず、19世紀に入り、初めて黒タイ首長姓の琴氏がこの地域のリーダーとして現れる。琴氏は阮朝の委任を受けた鉱山開発、紅河流域の反阮朝勢力鎮圧への協力などを通じて、阮朝から在地指導者として認

知されてゆく。しかし、19c 半ば以降、中国人武装集団やモン族の流入が西北地方の秩序を崩してゆくなか、琴氏の権威は、新たに阮朝の辺境防備に登用された丁文栄（今のムオン族）によって脅かされるが、フランス支配への適応により琴氏がムオン・ロ支配者の座を取り戻す。

一方、黒タイ年代記においては、この間の経緯を、異民族の占領から父祖の土地を取り戻すレコンキスタ、その後の中国人武装集団に対するレジスタンスとして語られている。王朝側史料からうかがえる事実と乖離するこうした語りは、ムオン・ロの支配者としての正統性を主張するための言説といえる。これらの語りにおいて、ベトナム王は正統性を賦与する役割を負わされているが、このことは、ベトナム王朝の権威の拡がりを示すとともに、ムオン・ロの琴氏が、ベトナム王朝のプレゼンスを年代記に積極的に取り込むことにより権威の源泉として利用したものであると考えられる。また同時に、黒タイ・ムオンという統合の枠組みを形成していく上において、ムオン・ロのハイブリッドな社会集団構成（中国人、ムオン族、黒タイ以外のタイ系諸族、キン族など）が、ベトナム王朝という外部権威を要請としたということをいえよう。

### ＜特別講演＞

### Southeast Asian Studies in the 1960s and the Making of *Pasyon and Revolution*

Reynaldo C. Ileto  
(National University of Singapore)

When I arrived in Ithaca, New York, in the fall of 1967 to begin my graduate studies in Southeast Asian history and anthropology, I was politically and intellectually naïve. Little did I know that I would be entering a war zone of ideas, perspectives, approaches and methodologies. This war was itself a microcosm of bigger, deadlier wars played out in almost all parts of Southeast Asia, but most intensely felt in Vietnam.

I learned about the history and shape of the battlefield that was Southeast Asian Studies through my encounters with various scholars who now are regarded as the pioneers of this field of studies. In this presentation, I shall explore my books and photos of the 1960s and identify these major characters. I shall begin with D.G.E. Hall, my first real teacher of Southeast Asian history, who also unwittingly revealed to his students the combat he was waging in Burmese historiography. From Hall, I move on to other well-known figures

such as Wolters, Kahin, Benda, Mus, Smail, Geertz, Anderson and Sarkisyanz. But the names I will bring up are not just of "Western scholars." Included in my presentation are names of no less pioneering scholars such as Agoncillo, Htin Aung, Majul, de la Costa, and Sartono.

I do not intend to be comprehensive in my presentation on the Southeast Asianists of the 1960s and early 1970s. These are just the people I got to know and whose work I read as a graduate student. This talk is not meant to construct a "hall of fame" for Southeast Asian Studies, although the younger generation of scholars should take note of the pioneers in their field. Rather, what I am interested in are the differences, tensions, and skirmishes among the 1960s scholars that actually led to a productive era in Southeast Asian studies during the 1970s. My dissertation and eventual book, *Pasyon and Revolution*, was an offshoot of this lively era.

With the Japanese translation of *Pasyon and Revolution* published just last September, we might want to look at not just the contents and ideas of the book but also the historical conjuncture that engendered the book. We should be asking not just what the book might mean to us today, but also what the era of the 1960s and 1970s might mean to us.

\* Reynaldo C. Ileto, *Pasyon and Revolution: Popular Movements in the Philippines, 1840-1910*. Quezon City: Ateneo de Manila University, 1979, 1997 (under University of Hawaii imprint), Sixth printing 2003.; (日本語訳) レイナルド・C・イレート, 清水展・永野善子(監修) 川田牧人・宮脇聰史・高野邦夫(訳)『キリスト受難詩と革命: 1840~1910 年のフィリピン民衆運動』法政大学出版局, 2005 年。

#### シンポジウム

#### 「東南アジアにおける近代言語の形成: 権力、権威、正統性」

#### 趣旨説明

青山 亨(東京外国语大学)

国民国家にとって、領土と主権を別にすれば、構成要員である国民と国民の言語である国語はもっとも重要な要素であると言ってよいであろう。国家は国語を通じて領土内の住民を国民へと統合し、国家の様々な活動に国民を動員することが可能となる。しかし、標準化され共有化された言語は植民地権力

にとっても有用であったから、国語は多くの場合その淵源を国民国家が独立し成立する以前の植民地期に遡ることができる。例えば、インドネシアを例に取ると、植民地期において、標準化され共有化された言語は、植民地権力にとって初期には現地権力者との交渉における共通語であり、のちには住民を教育し現地人官僚を養成するための手段となったりし、民族主義者にとっては住民の中に民族主義を植え付け、反植民地運動へと動員するための手段ともなった。

東南アジアにおける近代言語の形成を考えることは、まさにこのようなコロニアルの時代からポスト・コロニアルの時代にかけての国民国家生成の現場に立ち会うことでもある。国民国家という枠組みのあり方が改めて問い合わせられる今、ここで例にとったインドネシアの事例がどこまで普遍的であるかという問い合わせを含めて、近代言語の形成を考え直すことの意味はけっして小さくはない。ここでは、コロニアルからポスト・コロニアルにかけての時代に標準化され共有化された言語を「近代言語」 - その中で選ばれた言語が国語となるべく運命づけられた - と呼び、東南アジアにおける様々な近代言語の形成の過程を比較的な視点から再検討してみたい。

近代言語の形成を考えるためにには以下の論点を押さえておく必要があるだろう。まず、近代言語は教育を通じて権力の言語として再生産されなければならなかつたから、教育制度という枠組みの中に導入するためには、文法の整備、辞書の編纂、正書法の統一、国語教師の養成、読本向きのコンテンツの作成、印刷出版の仕組みの整備といった課題を一つ一つ克服していく必要があった。今年1月22日に東南アジア史学会関東例会が開催したミニ・シンポジウムのテーマも「東南アジアの近代正書法」にあり、今回のシンポジウムもその問題意識を継承している。

さらに、近代言語には、教育制度の中に持ち込まれるより以前に、そもそも、どの言語を選ぶのかという選択の問題があった。植民地旧宗主国の言語と被支配者の側の言語のいずれの側を選ぶのか、被支配者の側の言語を選ぶとしたらその中のどの言語を選ぶのか、場合によっては、どの地方の方言を標準語として選ぶのかというさまざまな選択肢が存在した。解は一つとは限らず、ときには二つ以上の解が選ばれることもあった。たとえば、シンガポールのように、国語(national language)はマレー語、公用語(official language)はマレー語、標準華語(北京語)、タミル語、英語(旧宗主国の言語)の4種類とされる一方で、行政語としての英語が事実上の

共通語(common language)になっている場合もある。ある言語が国語として選ばれた場合、選ばれなかつた言語との間のヒエラルキーの問題も見落としてはならないであろう。国語に選ばれなかつた言語もまた国家の中の近代言語としての道を歩むことになったからである。また、言語の選択と並行して、言語を表記する文字に何を選ぶのかという問題もけつして単純なものではなかった。たとえば、マレーシアのマレー語の場合には、ジャウィ文字とローマ字のいずれを選ぶかは未だ完全に決着した問題ではない。最後に、近代言語は一国民国家内の閉じた問題に終わらず、複数の国民国家間の対立と協調の焦点にもなってきた。たとえば、ラオス語の正書法の発展はある意味で隣国のタイ語の正書法との差異化の歴史でもあつたし、反対にマレーシアとインドネシアのように国を越えて正書法の共通化を実現した事例もある。

いずれにせよ、上で述べたさまざまな選択の過程においてもっとも重要な問題は、誰が選ぶのかという問題であり、そこには近代言語をめぐっての権力、権威、正統性の問題が織り込まれていることは明らかであろう。このシンポジウムでは、ベトナム、ラオス、タイ、フィリピン、マレーシアの専門家4名に報告をしていただき、さらにラオス、タイ、カンボジア、インドネシアの専門家3名にコメントをしていただくことにより、これらの問題を浮き彫りにすることを狙いとしている。

### ベトナムにおける近代言語規範化の諸相

岩月 純一（一橋大学大学院）

ベトナムは現在の国民国家に直結する王朝国家の伝統をもち、またマジョリティの対総人口比も9割に近いため、独立後の「国民語」ないし「共通語」としては異論の余地なく「ベトナム語」が選択された。しかし「ベトナム語」の内実について早くからコンセンサスがあつたわけではなく、近代言語としての規範化は植民地期から徐々に進行した。

そのプロセスの中でもっともドラスティックな変化はチュノムからローマ字（クオックグー）へという文字の移行である。フランス植民地支配によるローマ字の上からの普及は「文明的」で「易しい」文字として受け入れられたが、植民地教育の中からローマ字によって自己形成した民族主義者が輩出した結果、ローマ字「ベトナム語」の地位が確立した。ローマ字を選択した権力主体は、第一にはフランス植民地支配そのものであるが、より決定的な要因は、植民地期全体を通じて漢文・チュノム識字層からフ

ランス語・ローマ字識字層へとベトナム人内部での権力の移動が徐々に進行したことである。この権力移動は、同時に権威ある書記言語を漢文からフランス語へと移行させ、さらに「国民語」としての正統性をあわせ、すべてをローマ字「ベトナム語」へと集約させていった。

注目すべきは、この権力移動が緩やかにすんだため、文字の選択そのものは独立した政治的争点として浮上しなかったことである。阮朝期にチュノム文は公用文としての地位を確立しておらず、出版メディアも発達していなかったので、チュノムの排他的擁護論が流通する余地はなく、近代言語として自己言及され、意識化されたのはローマ字によるローマ字擁護論だけであった。「ベトナム語」をめぐる議論の争点は主に新概念造語の方法、ローマ字正書法改革と辞書編纂、そして教育カリキュラムにおける言語教科（フランス語、ローマ字「ベトナム語」、漢文）の再配置と新しい教育法の導入に集中した。

このうち新概念造語については、漢字、「固有語彙」、そしてフランス語のどれを資源として優先するかが争点となり、また1940年代以降自然科学関係の専門語彙翻訳が本格化したことがローマ字「ベトナム語」の自立に大きく貢献した。辞書編纂は、当初はフランス語との対訳辞書がほとんどであったが、ローマ字メディアの発達とともに「ベトナム語辞典」の必要性が意識され、1931年の「ベトナム辞典」に結実する。植民地教育カリキュラムにおけるローマ字「ベトナム語」（「國文」）科教育は初等教育3年間であり、この他クオックグー伝播会や農村部の私塾など公教育外の教育活動もローマ字の普及に貢献している。

興味深いことに、ローマ字正書法は、辞書上においては植民地期初期に現行とほぼかわらない規範化が完成しており、出版メディアを通じて普及がすんだ。その後フランスインドシナ政府や旧サイゴン政権、民主共和国及び現社会主义共和国の担当部門を含む多くの機関や個人が改革案を提案しているが、いずれも普及していない。その背景には、現行正書法が特定の地域方言の音韻のどれにもよらない中立的な構造をもつてゐるため、国民統合に大きな役割を果たした事実がある。チュノムからローマ字への移行も、ローマ字が「音声」を表象しながら現存する音声の差異を超越する文字となり、新しい「ベトナム人」という共同性を構築するに適していたことが成功の要因のひとつではないだろうか。

ラオス語正書法をめぐる議論—フランス植民地期を中心にして—

## 菊池陽子（東京外国語大学外国語学部）

ラオス語は現在、ラオス人民民主共和国（以下、ラオス）の唯一の公用語となっているが、唯一の公用語となったのは、現政権のラオス人民革命党が政権を掌握した1975年以降のことである。19世紀末にフランスの植民地となって以来、行政言語、教育言語としてフランス語が使用されるようになり、ラオス王国として独立した後もラオス語は公用語とはなったものの同時にフランス語も公用語となっており、行政、教育面におけるフランス語の優位性は続いている。したがって、ラオス語が国民国家の言語として確固たる地位を築くようになったのは、ここ30年来のことであると言える。

しかし、フランスの植民地期、ラオス語の表記にシャム文字を使用するとの提案がフランス側からなされて以来、ラオス語の綴りを統一する必要性に迫られ、ラオス語を国民国家の言語として確立しようとする努力が主にナショナリスト達の手によってなされてきた。ラオス語の表記にいかなる文字を採用するかが問われた時期もあったが、ラオス語においては、いかに綴るか、つまり、発音通りに綴るか（音韻論）、語源に忠実に綴るか（語源論）という議論の中にナショナリスト達の主張が集約されている観がある。

植民地期において語源論派は、ペーリ語、サンスクリット語の語源に忠実に綴ることでラオス文学や仏教の理解が容易になるので、ラオス文化の伝統、アイデンティティーを守るために必要なことである、と説いた。また、シャムの文化的影響を避けるためにもシャムに伍すような語源に遡れる正書法が必要であると考えていた。一方、音韻論派は、近代教育の普及、新しい概念の導入のためには、簡単で発音に忠実な正書法が望ましいと考えていた。結局、植民地期に、発音に忠実な正書法が確定するが、この正書法は普及せず、正書法論議はその後の政権に持ち越される。

王国政府では、ラオス語は発音通りに綴るという原則は定められたものの、王国政府時代に統一された正書法体系の普及には至らなかった。一方、パテート・ラーオにおいては、1967年にブーミが『ラオス語文法』を著し、音と文字の対応を一对一とするとの原則を定めた。解放区では、それにしたがつた正書法による教育が始められ、1975年、政権を奪取して後、全国に普及することになった。

植民地時代に語源論か音韻論かではじまった正書法の議論は、最終的に音韻論が採用されることで現在にいたっている。ラオ人にとって、ラオスがラオ

人のラオスから多民族国家ラオスへと変化していく中で、国民の言葉としてラオス語を確立しようとした時、発音に忠実で簡単な綴りが選択される必要があったといえるのではないだろうか。

## フィリピンの国語制定をめぐる議論－1930年代を中心に－

内山史子（都留文科大学）

現在、フィリピン憲法は「国語」をフィリピノと定め、フィリピン諸語のみならず、外国語をも基礎として発展させられるべき言語であると規定している。この規定の背景には、フィリピノの前進がタガログ語を基礎とした「国語」であり、それが非タガログ語圏の人びとからの反発を招いてきたことがある。その意味では、フィリピンの「国語」は未だ生成の途上にあるということになろう。このような「国語問題」の起源は、1935年憲法の規定にまで溯れる。

1899年に始まったアメリカによる統治の下では、公用語として英語が用いられたこと、英語を教育言語とする公教育制度が設立されたことにより、英語がフィリピン諸島各地にある程度まで浸透した。しかし、英語は期待されたほどには普及せず、1900年代初頭にはすでに、母語による教育で児童の理解促進を図ること、フィリピン諸島住民が相互に理解可能な共通語を形成することを切望する意見が多く聞かれるようになった。1920年代になると、英語は共通語とはなり得ないという認識から、フィリピン諸語のうちから共通語を形成することを求める法案が、フィリピン議会へ相次いで提出された。この頃までに、「共通語＝フィリピンの土着言語＝国語」という国語概念が定着したと見られ、1930年代にはフィリピン固有の言語に基づく国語を制定するという方向性は決定的となつた。

この時期、言語問題の争点は、一つは英語と母語のどちらで教育を行うべきかという、教育言語の選択にあった。同時に、共通語をフィリピン固有の言語とするのか、あるいは英語とするのかという共通語の選択、さらに、固有の言語を共通語＝国語とするなら、それはタガログ語なのか、それ以外の諸語も含む融合による国語を作り出すのかという、国語の中身をめぐる選択が争点となっていた。このようななか、1934年に開催された憲法制定議会は、一旦はフィリピン諸語に基づく融合的な国語の形成を目指すことを決定したが、この決定は最後で覆され、フィリピン諸語のうちの1つを基礎とする国語を制定することが憲法に盛り込まれた。

この1935年憲法の規定を受けて、36年に国立国語研究所が設立され、フィリピン諸語の言語学的な調査の後、タガログ語を国語の基礎とするべきことが提言された。これを受け、1937年12月、ケソン大統領がタガログ語を基礎とする国語を制定することを宣言し、39年に正式に国語が制定された。さらに1940年には、同年6月からフィリピン全土の学校において国語の教授と使用を開始することも決定された。しかしながら、この一連の決定は世論の反発を招いた。批判の多くは、タガログ語が国語の基礎として選ばれたことに向けられた。つまり、「何語が国語となるべきか」ということが依然として問われていたのである。しかし、それらの批判は国語の決定を覆すだけの力は持てらず、国語研究所を中心とした国語の「標準化」作業が進められていった。その一方、国語の教材開発や教員の育成が遅れたため、教育は依然として英語に多くを頼らざるを得なかつた。

こうして、「何語が国語となるべきか」という選択の問題も、教育による国語の共有化という問題も、ともに解決されぬまま独立後へと引き継がれたのである。

### マレーシア地域における言語の表記方法をめぐる議論

山本博之（国立民族学博物館）

現在のマレーシアで最も広く用いられている文字は国語（マレー語）を表記するルミ（ローマ字）であるが、各民族の母語の文字とされるジャウイ（アラビア文字をもとにしたマレー語の表記法）、漢字、タミル文字も各民族によって広く用いられている。マラヤ／マレーシアにおいては、植民地期に増大した移民が華人とインド人という2つの民族に分類され、土着の民族であるマレー人とともに3民族の存在が定式化された。そこでは、マレー人、華人、インド人の各民族がそれぞれ固有の文字によって表記される固有の言語（民族語）を持ち、民族間の共通の言語としてラテン文字で表記される英語があると理解された。

1957年にマラヤが独立を迎えるにあたり、マレー語を民族語から国語にすることはほとんど政治的争点にならなかった。議論の対象となったのは公用語だった。独立時には英語とマレー語が公用語とされ、1967年にはマレー語が唯一の公用語の地位を得たが、これによても英語の使用が直ちに禁止されることではなく、立法、司法、教育などの場で英語の使用が維持された。また、民族語である華語とタミル

語は最終的に公用語化が認められなかったものの、教育やマスメディアにおける使用は維持され、現在に至っている。

このように、マラヤ／マレーシアの言語政策は、公権力が特定の言語を国語や公用語に指定しても、それによって他の言語の使用が直ちに禁止されるのではなく、公的な認知や支援を与えないことで自然な盛衰に委ねていることに特徴がある。したがって、「公権力がどれを選んだか」ではなく、「社会がどれを選ばなかったか」を見ることが重要になる。

本報告で取り上げるジャウイは、古くからマレー語を表記するために用いられてきた文字であり、一部では非マレー人によっても用いられていた。独立に伴ってマレー語がマラヤの国語となり、1963年にはマレー語を表記する文字をルミとすることが規定されたが、ジャウイによる表記もなお認められていた。マラヤでは、ジャウイに母音を補うことで発音と綴りを近づけようしたり、非マレー人の名前の表記法が提案されたりするなど、ジャウイを多民族国家であるマラヤの国民的な文字とするための改良の努力が行われた。

もともと子音だけで表記するアラビア文字をもとに作られたジャウイにおいては、(1)どのように母音を補うか、(2)外来語（特にアラビア語）に由来する単語をどのように表記するかが問題となる。前者については、全体の傾向としてはyやwにあたる文字を母音として綴りに入れ、発音と綴りを近づける方向が模索されてきた。後者については、アラビア語の宗教用語を原語綴りから変えることに対してマレー人ムスリムの間で根強い抵抗感があった。この異なる2つの方向性の間で、マレー語を広く普及させて真の意味での国語にするためにはルミを用いるべきであるとの主張が多くなり、1960年代半ば以降に新聞・雑誌のジャウイからルミへの切り替えが進められた。マレー語に期待されていた「民族間の共通語」と「宗教について記す言葉」という2つの性格は切り離され、それぞれルミとジャウイが担うことになった。ジャウイは国語を表記する文字という位置づけを失い、別の位置づけによってマラヤ／マレーシア社会の中に維持された。

### 短報

#### 東南アジア史学会の情報化について

舛谷 錠（立教大学）

東南アジア史学会は本年11月11日に設立40年を迎えるが、今から10年前、第16期（後藤乾一會長）

の 55 回大会時の会合でインターネットの活用が提案され、併せて情報化委員（2 名）が新設された。最初の取り組みは 1996 年 12 月からはじまったメーリングリスト「SEAML」だったが、ほどよい投稿量と内容の豊富さで、速やかに定着したように思う。当初の目的である会員同士の議論と交流という点からすると、後者に偏ってはいるものの、従来なかつた新たな「場」として順調に育ち上がった。数年前まで説明の難しかった誤配信とスパムメールの違いについても徐々に理解が得られ、2004 年 6 月からは入会とともにメーリングリストへの登録が行われるようになり、事務局が一斉メールとしてリストを利用することも増えている。

もちろん、学会の情報化への取り組みはメーリングリストだけではない。学会ウェブは、トップページの html ソース冒頭に埋め込まれた記録によると、情報化委員設置の翌年、1997 年 5 月に開始され、その年の秋季大会終了後に公式ページとして認められている。現在、国立情報学研究所（NII）にサーバを置くウェブの内容は、学会の紹介、研究大会の案内をはじめ、メーリングリストで流れた有益な情報のウェブへの転載が、特に 1998 年から体系的に行われている。日本における東南アジア研究活動の記録という面から、「研究会/国際会議/研究助成などの案内」として過去の記事も保存されている。

デジタルアーカイブは NII の電子図書館プロジェクトなどを通じて広く知られるようになったが、学会の紙媒体である会報と会誌のうち、前者は個人情報を除いてすべてデジタル化され、NII のサービスによって見ることができる。会誌については目次の入力に留まっているものの、すでに 2004 年 12 月に著作権規定が定まり、ネット配布に関する公衆送信・伝達権などが会長に譲渡されることになっているので、2005 年以降の会誌本文のアーカイブ化が、遠くない未来に実現することだろう。

もう一つ、学会ウェブの内容を豊かにしているのが、東南アジア関係文献目録データベースである。会誌巻末の東南アジア関係文献目録は、その速報性から他の目録の元データにもなっている重要なものだが、これまで、大学院における徒弟制の底力によって綿々と維持されてきた。学会では情報化担当を中心に科研費研究成果公開促進費の申請を続け、1999 年度と 2005 年度に採択され、会誌ではページ数の制限で割愛されていた書誌も含め、再チェックを経てデータベース化している。学会ウェブからはダウンロード版の配布が行われているが、オンラインデータベースとして、GeNii（NII 学術コンテンツ・ポータル）の一部である CiNii（NII 論文情報ナ

ビゲータ）から見ることができる。

最後に、学会ウェブの一部ではあるが、あまり知られていない東南アジア関連リンク集について紹介しよう。このリンク集を含むウェブ作成、メーリングリストなど、情報化担当者の職務は日々に渡る。ところが、委員時代は各期 2 名ずつ指名されていたにも係わらず、この十年間で情報化に実際に関わった人員はわずか 5 名に過ぎない。これは、ウェブの管理が特定の技術を要すると考えられているからだ。しかし、これではあまりにも負担が集中し過ぎる。もっといろいろな人材がこの仕事を担える工夫はないものか。こうした試みの一つとしてこのリンク集は会員が自由に登録、修正できるような仕組みを採用した。CMS（サイト構築の自動化）とは言い過ぎだろうが、私は専任事務局を持たない学会が、自前でウェブを維持していくには、ブログ形式で広く知られるようになったこの類の仕組みを積極的に活用する必要があると考えている。ウェブを外注するために会費を変更した学会もあるという。この文章をここまで読み進められた方々は、ぜひリンク集にアクセスしてほしい。東南アジア研究に役立つページを集めているが、消滅したページや足りない項目を発見されることだろう。そこでぜひ自分で手を加えて欲しい。ヒントは学会創立年である。そして、ウェブ上の学会資産に情報を付け加えられたあなたが、共にこの任を負うて下さることを切に希う。

### 日本赤十字社からのスマトラ沖地震・津波災害への救援金お礼と復興支援事業報告

日本赤十字社から東南アジア史学会へスマトラ島沖地震・津波災害復興救援金への礼状が送付されました。礼状と共に現在すすめられている災害復興支援事業に関する報告書が送付されましたので、以下内容を要約いたします。

日赤では特に被害の大きかったインドネシアとスリランカを中心に医療、物資、人的支援などの緊急救援活動を行い、のべ 105 名の医療関係者、連絡調整要員などの職員を派遣した。また、以上の 2カ国以外にインド、ミャンマー、東アフリカなどでも支援を行い、全体でおよそ 100 万人の被災者にたいし支援を行った。

津波被害が甚大であったので、現在なお完全には復興しておらず、今後も継続的な支援が必要とされている。平成 17 年 3 月、復興支援についての国際会議が開催され、被災国を含む 38 の国・地域の赤十字、赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会、国連機関などの代表が出席し、『香港宣言』

が採択された。この『香港宣言』を踏まえて総額約910億円の5カ年計画が策定され、各国の赤十字社・赤新月社が協力しつつ復興事業に取り組むことになった。また、援助の重複や偏りを避けるためにインドネシアとスリランカにそれぞれ活動調整機関が設けられた。日本からは15名の職員が派遣され、事業発掘、活動計画策定・協議および事業管理運営のために国際赤十字の一員として現地スタッフと連携を図りつつ事業を実施している。

5カ年支援計画の主な内容は、インドネシア、スリランカのほかに被災8カ国、および地域を対象に、1.住宅再建、2.給水・衛生環境改善、3.こころのケアサービスの提供、4.保険医療施設への支援、5.被災国赤十字・赤新月社の災害対応能力の強化、6.救援物資備蓄などである。また、今回の災害の経験を踏まえ、アジア・太平洋地域のネットワークの強化を目指している。

しかし、依然としてインフラ整備がすすまず、現地へのアクセスや情報収集に困難を極めること、また住宅建設に必要な土地所有を証明する役所の登記簿が津波で失われ、その確認作業に時間がかかること、また、両国とも長年の紛争地であることから援助活動などの行動が制約されることも多く、かつ、対立する勢力への援助のバランスを配慮する必要があること。さらに、インドネシアで55万6千人以上、スリランカでは44万人以上の被災者がいまだに避難所などで避難生活を送っており、これらの人々へは現在も飲料水や救援物資の配給を行っている。また劣悪な衛生状態の影響で感染症蔓延の恐れもあり、医療、衛生活動などの救援活動と復興支援活動を同時にわねばならない、など、復興支援事業は困難な状況のなかですすめられている。

## 地区例会報告

各地区例会における、2005年10月1日以降、2006年2月末までの活動状況は以下の通りである。

### 関東地区

2005年10月22日

篠崎香織（ルクセンブルグ欧亜人文社会科学研究所  
マレーシア孝恩文化基金ジョイント・キャンパス計  
画客員研究員）

「地域秩序の構築と定住者：20世紀初頭のペナンにおけるナショナリズムの諸相」

相沢伸広（京都大学大学院）

「スハルト体制の対華人政策 - 内務省編一」

11月26日

新井和広（東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所非常勤研究員）

「ある飢饉の記録：南アラビア・ハドラマウト地方と日本による東南アジア占領」

12月17日

塩谷もも（東京外国语大学大学院地域文化研究科）

「儀礼にみる社会関係とイスラム主義の諸相：中部ジャワの事例から」

（以上、会場は東京大学赤門総合研究棟）

### 中部地区

2005年10月22日

清水太郎（鳥取県立公文書館）

「ベトナム使節と朝鮮使節の中国での邂逅概観－15世紀から19世紀の事例を整理する視角を求めて－」

11月26日

吉村真子（法政大学）

「マレーシアの開発と労働者：エスニシティ、ジェンダー、ナショナリティ」

2006年1月28日

桜井由躬雄（東京大学）

「初級合作社－バックコック研究報告」

（以上 会場はすべて名古屋大学大学院国際開発研究科）

### 関西地区

2005年10月15日

山本博之（国立民族学博物館）

「植民地末期の英領北ボルネオにおける多民族政党結成運動」

11月19日

上田新也（広島大学大学院）

「制度面からみた黎王朝と鄭氏政権の関係 一六番の生成を中心に－」

岡田雅志（大阪大学大学院）

「ペトナム西北地方、黒タイ・ムオンの成立に関する一考察 一18、19世紀におけるペトナム王朝との関係分析から－」

12月17日

早瀬晋三（大阪市立大学）

「海軍『民政』下の西ボルネオ」

2006年1月21日

桃木至朗（大阪大学）

「高校世界史教科書の東南アジア史記述を考える」

大塚克彦（河合塾名古屋校）

「予備校で教える東南アジア史の時代区分」

2月18日

泉川普（広島大学大学院）

「戦前期中部ジャワにおける日本人の商業活動とその展開 一取引関係を中心にー」  
(以上、会場は大阪市立大学文化交流センター)

#### 中国・四国地区

2005年10月22日  
上田新也（広島大学大学院）  
「17—18世紀、黎朝の官僚制度」  
12月24日  
岡崎佳代（東京外国语大学大学院研究生）  
「20世紀初頭のジャワ民衆とアウトロー」  
2006年1月28日  
友保浩法（広島大学大学院）  
「ベトナム阮朝期（19世紀前半）の税制度について—正賦・雜賦を中心にして—」  
(以上、会場は広島市女性教育センター)

#### 九州・沖縄地区

2005年12月3日  
乗松優（九州大学大学院）  
「「和解」の象徴としてのボクシング交流：フィリピンの英雄“フラッシュ”・エロルデに出会った戦後の日本人拳闘家たち」  
大形里美（九州国際大学）  
「インドネシアにおける民主化とイスラーム」  
近藤まり（立命館アジア太平洋大学）  
「フィリピン企業のコミュニティ活動」  
(以上、会場は九州大学六本松キャンパス)







## 事務局より

### 1. 寄贈本

当学会へ以下の書籍が寄贈されました。閲覧希望の方は事務局までお問い合わせください。

- 1) 谷正和『村の暮らしと砒素汚染—バングラディッシュの農村から』九州大学出版会、2005年
- 2) ベネディクト・アンダーソン著（糟谷啓介・高地薰他訳）『比較の亡靈—ナショナリズム・東南アジア・世界』作品社、2005年
- 3) 宮沢千尋編『アジア市場の文化と社会—流通・交換をめぐる学際的まなざし』風響社、2005年
- 4) 国立民族学博物館地域研究企画交流センター『地域研究の可能性を求めて・地域研究企画交流センターの12年、そして今後へ』京都大学地域研究統合情報センター、2006年
- 5) 小池誠『東インドネシアの家社会—スンバの親族と儀礼』晃洋書房、2005年
- 6) 泉田英雄『海域アジアの華人街—移民と植民による都市形成』学芸出版社、2006年

2. 会員情報の変更届けについて：転居・就職などで会員の登録内容に変更があった場合は、すみやかに下記の方法でご連絡ください。(1) 学会ウェブの「会員登録の変更・退会届け」のページで変更のある項目のみ入力し、送信する。または(2) 会報に添付されている「変更・退会届」に記入し、土倉事務所へ郵送あるいはファックスを送る。なお、注意していただきたい点は、メールアドレスが変更になった場合、「会員登録の変更」でお知らせいただいても、学会メーリングリスト(SEAML)の登録アドレスは自動的に変更されません。学会ウェブの「東南アジア史学会メーリングリスト「SEAML」案内」の「登録変更ページ」で古いアドレスの解除と新アドレスの登録を行ってください。

◆土倉事務所 〒603-8148 京都市北区小山西花池町1-8 (Fax: 075-451-4844)

3. 休会の扱いについて：海外留学等で一時的に会の活動を休まれる場合には、お手数ですがいったん退会の手続きをとり、活動が可能になった段階で再入会の申し込みをお願いいたします。

4. 入会手続きについて：昨年6月総会で改正された

細則により、今後入会を希望される方については、原則として、正会員2名の推薦（申込書所定欄への署名、捺印）が必要となります。入会希望の方には申込書が学会ウェブページに掲載されておりますので、そちらをご利用いただくようお伝えください。また、会員のみなさまには手続きの変更にともない、お手数をおかけすることになりますが、なにとぞよろしくご理解ご協力をお願いします。

5. 学会の規約、会誌投稿規定、大会内容、各地区例会内容など学会ウェブページからご覧いただけます。また、学会メーリングリストへの登録もウェブページから手続きすることができます。
6. 研究大会報告者募集：詳細は1月と7月にお送りする研究大会予報をご覧ください。
7. 旅費の補助について：学生会員が研究大会で報告する場合、旅費の一部を補助します。報告が決定した方は大会委員にお問い合わせください。
8. 会誌への投稿：投稿を希望されるかたは、『会報』第81号に掲載されている投稿規程、執筆要領、査読規定を参照するか、ウェブページにある投稿規程をご覧ください。
9. 会費：本年度より会費が改正されましたので納入の際はご注意ください。

一般会員：8000円 学生会員：5000円  
学会からのお知らせ、会報等の郵送を希望される場合は別途発送手数料：2000円が必要となります。

振込先：郵便振替口座 00110-4-20761 東南アジア史学会

### 東南アジア史学会事務局

〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1  
東京大学大学院人文社会系研究科南・東南アジア歴史社会分野内  
電話：0463-58-1211 内線3033（東海大学アジア文明学科内藤研究室）  
ファックス：0463-58-2241  
Eメール：jssah@ml. rikkyo. ne. jp  
URL：<http://wwwsoc. nii. ac. jp/jssah/>

### 東南アジア史学会会員管理係

株式会社 土倉事務所（担当 天野 静）  
〒603-8148 京都市北区小山西花池町1-8  
電話：075-451-4844  
Fax：075-441-0436  
Eメール：jde07707@nifty.com

---

東南アジア史学会会報 第 84 号

2006 年 5 月 発行

発行者 東南アジア史学会事務局（会長 桜井由躬雄）

住所 〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院人文社会系研究科南・東南アジア歴史社会分野内

TEL 0463-58-1211 内線 3033 (東海大学アジア文明科 内藤研究室)

FAX 0463-58-2241 (内藤研究室)

E-mail [jssah@ml.rikkyo.ne.jp](mailto:jssah@ml.rikkyo.ne.jp)

URL <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jssah/>

郵便振替 00110-4-20761 東南アジア史学会

---